

仕 様 書

1 業務名

中央卸売市場木製パレット収集運搬処分業務（4）

2 業務目的

札幌市中央卸売市場資源リサイクル施設で発生する木製廃パレットの収集運搬及び処分を目的とする。

3 業務対象及び排出量(予定)

木くず（木製廃パレット） 690 m³

【排出予定月】 1月：450 m³、2月：240 m³

※ 排出予定月、排出量は予定であり、資源リサイクル施設の稼働状況等により変動することがある。

4 業務の履行期間

本業務の履行期間は平成31年1月1日から平成31年3月31日までとする。

5 市場敷地内における収集時間

市場敷地内における作業は、原則として午前10時00分から午後5時00分の間に履行することとする。なお、当該作業は市場休市日に行うことも可能だが、この場合はあらかじめ市場管理課職員と調整し、作業時間と作業範囲を決定しておくこと。

6 運搬車両への積込

運搬車両への積込に使用する機材は受託者が用意し、これにかかる費用は受託者が負担すること。また、当該機材は、原則として市場敷地内に保管することができないものとする。

7 搬出量の確認

搬出量の確認については、受託者確認書を作成し、本市職員または警備員、資源リサイクル施設作業員のいずれかの確認（サイン可）を受けること。

8 安全の確保

受託者は、業務の実施にあたり常に作業現場の保安の確保に努めるとともに、施設損壊等の事故防止に留意すること。

なお、作業時における負傷及び死亡等の事故については、一切受託者の責任とする。

9 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、委託者である札幌市が推進する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) 成果品に紙を使用する場合、古紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。

(3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

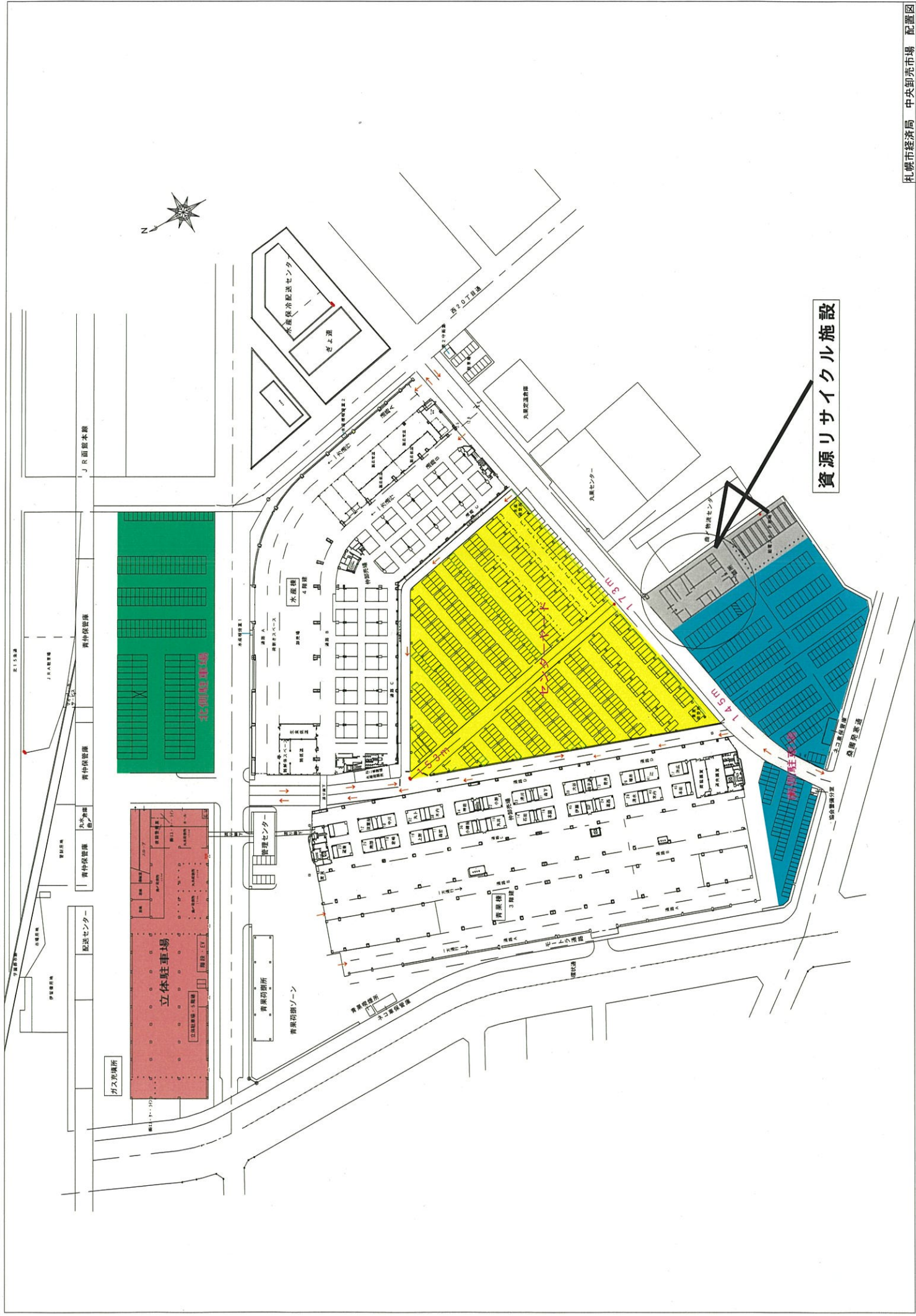
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。

10 一般的事項

- (1) 業務に従事する者は、常に清潔な制服を着用し、また、受託者名入りの名札等を付けること。
- (2) 拾得物は直ちに委託者（守衛室）に届け出ること。
- (3) 業務従事中は市場内において、物品の受理及び無断持出し等の行為を禁じる。

11 その他

本仕様書に明記されていない事項については、委託者の指示に従うこと。



資源リサイクル施設